

定住自立圏の形成に関する変更協定書

丸 亀 市 ・ まんのう町

定住自立圏の形成に関する変更協定書

丸亀市（以下「甲」という。）とまんのう町（以下「乙」という。）は、平成24年4月19日に締結した定住自立圏の形成に関する協定書の一部を次のように変更する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
医療を安定的に提供できる体制の確保	病院勤務医の負担軽減と医療費削減のため、かかりつけ医の推進、コンビニ受診の防止、ジェネリック医薬品の普及啓発を行う。	乙と連携し、適正受診の啓発やジェネリック医薬品の普及等に取り組むとともに、圏域内の取組を調整する。	甲と連携し、適正受診の啓発やジェネリック医薬品の普及等に取り組む。
救急医療体制の確保	圏域の救急医療体制を確保するため、中讃医療圏における病院群輪番制の維持・充実を図る。	病院群輪番制による救急医療について、その運営や設備整備を支援する。	病院群輪番制による救急医療について、その運営や設備整備を支援する。

2 福祉

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
子育て環境の充実	仕事と育児を両立できる環境の充実を図るため、発達障害児等支援事業のエリア拡大等、子育てサービスが広域的に展開されるよう推進する。	乙と連携し、情報共有しながら、子育てサービスの充実に努める。また発達障害児等支援事業については、発達障害児等の保護者や教職員等を対象とした研修会やセミナーの開催等の情報を乙へ提供し、参加を促す。	甲と連携し、情報共有しながら、子育てサービスの充実に努める。また発達障害児等支援事業については、発達障害児等の保護者や教職員等を対象とした研修会やセミナーの開催等の情報を甲から受け、関係者への周知・参加の取りまとめを行う。

高齢者・障がい者福祉ネットワークの充実	介護認定審査及び障害程度区分認定審査の公平性・効率性を確保するため、審査判定業務を共同で実施する。	中讃広域行政事務組合に設置する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会を通じ、乙と共同で業務を実施し、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。	中讃広域行政事務組合に設置する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会を通じ、甲と共同で業務を実施し、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。
---------------------	---	---	---

3 教育

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
高校等との連携	香川県が実施する公立高校の全国募集への応募を促進するため、魅力向上策を推進する。	乙と連携し、圏域内公立高校と連絡・調整しながら、公立高校の全国募集への応募促進を図る。	甲と連携し、圏域内公立高校と連絡・調整しながら、公立高校の全国募集への応募促進を図る。
大学等との連携	各分野での取組を効果的に実施するため、大学等と相互に連携した研究・交流等を推進する。	大学等と様々な分野での交流・合同研究等を実施し、圏域内においてその内容や成果を共有することにより、学官の連携・協力関係を深める。	大学等と様々な分野での交流・合同研究等を実施し、圏域内においてその内容や成果を共有することにより、学官の連携・協力関係を深める。

4 産業振興

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
産業の振興	(1)①中小企業の振興を図り、地域の活性化につなげるため、中讃勤労者福祉サービスセンターの事業対象地域を拡大し、圏域内における中小企業の福利厚生を充実する。 ②学生を対象に圏域企業へのインターンシップを実施し、人材獲得や圏域への移住定住促進を図る。 ③圏域の公立中学校の生徒が圏域内の企業について学ぶ機会を創出し、将来的な圏域での就職につなげる。	①丸亀市内に設置された中讃勤労者福祉サービスセンターと連携を図るとともに、勤労者福祉に関する情報を乙に提供する。 ②インターンシップ事業の開催や学生及び企業の参加募集を実施する。 ③乙と連携し、圏域の公立中学校の生徒が圏域内の企業について学ぶ機会を創出する。	①勤労者福祉に関する情報を甲に提供するとともに、事業所や商工会議所・商工会へ事業についてのPRをする。 ②甲と連携し、インターンシップ事業の開催や企業の参加募集に協力する。 ③甲と連携し、圏域の公立中学校の生徒が圏域内の企業について学ぶ機会を創出する。

	(2)①圏域内外における地場産品の消費拡大のため、イベント情報の共有と周知宣伝の連携により地産地消・地産外商を推進する。 ②6次産業化を推進し、圏域内外における地場産品の消費拡大を図る。	①圏域内の特産品や加工品、物産展等のイベント情報を取りまとめ、乙へ提供するとともに周知宣伝活動を行い、圏域の特産品や加工品紹介の物産展等を開催する。 ②6次産業化に向けた事業者間の仲介や商品開発を推進する。	①特産品や加工品、物産展等のイベント情報を甲へ提供し、甲と周知宣伝活動を行うとともに、物産展等の開催に協力する。 ②6次産業化に向けた事業者間の仲介や商品開発の推進に協力する。
	(3)水環境の保全と森林育成を図るため、圏域内や県内産木材の利用促進や普及啓発に取り組む。	圏域内の木材活用事例を取りまとめ、情報共有し、周知啓発を図るとともに、木材活用事業の企画・運営を行う。	木材活用事例を甲へ提供し、周知啓発を図るとともに、木材活用事業の運営に協力する。
	(4)有害鳥獣出没に関する連絡体制の整備や情報の共有、捕獲等に関する連絡調整をして、農作物被害や人的被害の軽減につなげる。	圏域間の緊急連絡体制や捕獲等の連絡調整を行う。	圏域間の緊急連絡体制の整備や出没情報の共有を行う。
	(5)ふるさと納税について、圏域内の地場産品等を活用した共通返礼品の考案や効果的な取扱いにより、歳入確保や産業振興等につなげる。	乙と連携し、地場産品等を活用した共通返礼品を考案するとともに、効果的な取扱いにより、寄付金収入の確保を図る。	甲と連携し、地場産品等を活用した共通返礼品を考案するとともに、効果的な取扱いにより、寄付金収入の確保を図る。
	(6)地域総合整備財団が無利子資金を貸し付ける「ふるさと融資」について、融資比率上乘せの優遇制度を周知啓発し、圏域での民間設備投資や雇用の促進につなげる。	乙と連携し、ふるさと融資制度の活用に向けた普及促進策を調整する。	甲と連携し、ふるさと融資制度の活用に向けた普及促進策に協力する。
観光の振興	(1)金毘羅街道の活用や滞在型観光の検討・PRなど、広域連携による滞在型・回遊型観光の推進を図る。	乙と連携し、金毘羅街道を中心とした事業等の展開を図る。	甲と連携し、金毘羅街道を中心とした事業等に協力する。

	(2)外国人観光客を誘致するため、旅行商品の企画を行うとともに、観光PRを推進する。	乙と連携し、外国語版パンフレットの作成、外国人向けの商品開発等に取り組む。	甲と連携し、外国語版パンフレットの作成、外国人向けの商品開発等に協力する。
--	--	---------------------------------------	---------------------------------------

5 環境

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
環境に配慮した社会づくり	(1)脱炭素（ゼロカーボン）社会の推進に向け、圏域住民や事業者に対して、地球温暖化防止など環境意識の醸成を図るための普及促進策に取り組む。	乙と連携し、脱炭素（ゼロカーボン）社会の推進に向けた普及促進策を調整する。	甲と連携し、脱炭素（ゼロカーボン）社会の推進に向けた普及促進策に協力する。
	(2)食品ロスの削減に向け、圏域住民や事業者の理解を深め、実践につなげるための普及促進策に取り組む。	乙と連携し、食品ロス削減の推進に向けた普及促進策を調整する。	甲と連携し、食品ロス削減の推進に向けた普及促進策に協力する。

6 消防・防災

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
消防・防災体制の強化	(1)①圏域における消防力を強化するため、香川県消防相互応援協定に基づき、自治体間相互の応援体制を強化する。 ②消防特殊資機材等について、圏域での共同購入や運用を図る。	①乙と相互の消防応援関係を深める。 ②乙と連携し、消防特殊資機材等の圏域での共同購入や運用を図る。	①甲と相互の消防応援関係を深める。 ②甲と連携し、消防特殊資機材等の圏域での共同購入や運用を図る。
	(2)激甚化、広域化する自然災害に備えるため、地域防災組織や圏域職員の連携による防災知識・意識の向上を図る。	乙と連携し、地域防災組織や圏域職員の連携による防災知識・意識の向上につながる取組を調整する。	甲と連携し、地域防災組織や圏域職員の連携による防災知識・意識の向上につながる取組に協力する。

7 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
少子化対策	人口減少対策として、圏域で連携した少子化対策に取り組み、出生数の増加を図る。	乙と連携し、圏域で連携した少子化対策を調整する。	甲と連携し、圏域で連携した少子化対策に協力する。
一般廃棄物処理体制の確保	圏域における一般廃棄物の効率的な処理体制を確保するため、処理業務を共同で実施する。	中讃広域行政事務組合に設置するごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物最終処分場について、同事務組合を通じ乙と共同で管理運営し、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。	中讃広域行政事務組合に設置するごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物最終処分場について、同事務組合を通じ甲と共同で管理運営し、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。

別表第2（第3条、第4条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
公共交通ネットワークの充実	利用者の利便性向上のため、公共交通機関の連携を図ることにより、地域間のネットワーク強化に取り組む。	圏域内における公共交通の課題及び利用者の利便性向上について、乙と連携して継続的に調査し、調整する。	効率的かつ効果的な公共交通機関の連携について、甲と調整する。

2 地域情報政策

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
情報発信の充実	地域住民の活発な交流を促進するため、圏域自治体のホームページ、広報紙、印刷物、ケーブルテレビ等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。	圏域内における連携調整の内容や決定事項等で、情報発信できる事実の把握・集約等を行う。	圏域自治体の連携について、調整された内容や決定事項等の情報発信を行うとともに、広報紙等への掲載事項について甲へ情報提供する。
ICTの活用	情報通信技術の活用促進により、圏域住民の利便性向上や事務の効率化を図るため、行政のデジタル化を推進する。	乙と連携し、行政のデジタル化推進に向けた取組について調整する。	甲と連携し、行政のデジタル化推進に向けた取組について協力する。

3 道路等の交通インフラの整備

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
幹線道路・生活道路の整備	相互の道路整備に関する情報を共有し、圏域間を接続する幹線道路と生活道を効率的に整備する。	圏域の道路整備状況を調査し、連携が可能な道路整備事業の検討や計画を立て、幹線道路等の整備を図る。	甲と連携して、道路整備状況を調査し、連携が可能な道路整備事業の検討や計画を立て、幹線道路等の整備を図る。

4 地域内外の住民との交流・移住促進

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内外における交流の促進	(1)文化芸術・スポーツ等を通じて地域間交流を推進するため、圏域内に有する施設の広域的活用を促すとともに、行事等の開催においては、圏域内連携のもと、住民が様々な活動に参加する機会を拡大する。	乙と連携し、文化芸術・スポーツ施設等の充実、利用条件の見直し、各種行事に係る情報の共有と住民への周知等を行うとともに、圏域内の調整を図る。	甲と連携し、文化芸術・スポーツ施設等の充実、利用条件の見直し、各種行事に係る情報の共有と住民への周知等を行う。
	(2)圏域住民の健康増進や交流の促進を図るため、圏域全体で取り組めるスポーツや運動を推進する。	乙と連携し、圏域全体でのスポーツや運動の推進について調整する。	甲と連携し、圏域全体でのスポーツや運動の推進について、甲に協力する。
移住・交流の促進	人口減少対策として、圏域で連携した移住・交流促進事業に取り組み、人口の社会増を図る。	乙と連携し、圏域で連携した移住・交流促進事業を調整する。	甲と連携し、圏域で連携した移住・交流促進事業に協力する。

5 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
協働の推進	圏域全体で、まちづくりに関わる人材の発掘や育成、連携強化を図り、住民主体によるまちづくり活動の活性化を図る。	乙と連携し、圏域全体でのまちづくり活動促進に向けた取組を調整する。	甲と連携し、圏域全体でのまちづくり活動促進に向けた取組に協力する。
生涯学習の充実	圏域における生涯学習に係る情報を共有し、相互利用可能な体制を構築することで、生涯学習の充実を図る。	乙と連携し、生涯学習に係る情報を一元化し、相互利用可能な体制の構築を図る。	生涯学習に係る情報を甲に提供し、相互利用可能な体制の構築に協力する。
図書館サービスの充実	圏域における図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上を推進する。	利便性向上に向けた連携事務や回送サービスの管理・運営を行う。	利便性向上に向けたサービスとその円滑な運営に協力する。

情報処理システムの充実	圏域における行政情報の電子化を効率的に推進するため、情報処理事務を共同で実施する。	中讃広域行政事務組合に設置する情報センターを通じ、乙と共同で行政情報に係る電算処理を行い、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。	中讃広域行政事務組合に設置する情報センターを通じ、甲と共同で行政情報に係る電算処理を行い、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。
租税債権徴収体制の強化	税負担の公平性と租税徴収事務の効率性を確保するため、共同で租税の滞納整理を行う。	中讃広域行政事務組合に設置する租税債権管理課を通じ、乙と共同で租税の滞納整理を行い、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。	中讃広域行政事務組合に設置する租税債権管理課を通じ、甲と共同で租税の滞納整理を行い、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。

別表第3（第3条、第4条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 宣言中心市等における人材の育成

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域人材力の育成	地域人材力を育成するため、圏域外より専門的な知識・技能を有する人材を招へいする。	圏域に優秀な人材を招へいし、各種団体の指導者育成等に取り組むとともに、圏域内の情報を集約し、調整する。	圏域に優秀な人材を招へいし、各種団体の指導者育成等に取り組むとともに、甲へ情報を提供する。

2 圏域内市町の職員等の交流

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
職員の交流・人材育成	圏域内市町職員の資質向上と連携強化を図るため、合同研修を実施する。	圏域で実施することが効果的な研修や人材育成のための研修を企画・実施し、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。	甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。

3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
SDGsの推進	国際目標であるSDGsの推進に向けて、圏域住民や事業者への普及促進策に取り組む。	乙と連携し、SDGsの推進に向けた普及促進策を調整する。	甲と連携し、SDGsの推進に向けた普及促進策に協力する。
ワーク・ライフ・バランス推進、女性活躍推進	企業によるワーク・ライフ・バランス推進や女性活躍推進のための取組に関する啓発、支援を行う。	関係行政機関、関係団体への働きかけなどの体制づくりや情報の取りまとめ、発信を行う。	関係団体への働きかけや情報の取りまとめ、発信に協力する。

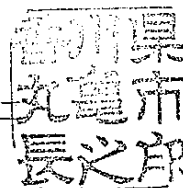
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市

丸亀市長 松永 恭一



乙 仲多度郡まんのう町吉野下430番地

まんのう町

まんのう町長 栗田 隆義

